

子どもインフルエンザ予防接種費用の一部を助成します



生後6カ月～15歳（中学3年生）までの接種を希望する人に、インフルエンザ予防接種費用を一部助成します。接種を希望する人は、下記の事項を確認し接種してください。

この予防接種は希望する人が受ける任意予防接種で、保護者の判断で接種を決めるものです。

- 対象者 **南関町に住所**があり、接種日当日、**生後6カ月から15歳（中学3年生）**までの人
- 接種期間 **令和2年10月1日（木）～令和3年1月30日（土）**
（ただし、医療機関の診療日・時間内に限る。接種期間をすぎた場合は助成対象となりません。）
- 接種回数

（接種期間あたり）	13歳未満：2回
1人年2回まで	13～15歳：1回または2回
- 助成金額 1回あたり助成限度額 **2,000円**（接種料金との差額は自己負担）



★委託医療機関

下記の医療機関は委託契約しているため、接種後の手続きは不要です。

- ◎予診票を配置しています。**事前に予約をお願いします。**接種時には、「母子健康手帳」をお持ちください。
- ◎インフルエンザ予防接種費用から2,000円を差し引いた額を自己負担してください。
- ※医療機関によっては、かかりつけ以外の人は接種できない場合があります。予約の際にご確認ください。

田尻医院	53-0016	こどもクリニック友枝（荒尾市）	65-8181
さかき診療所	53-1125	くどう小児科クリニック（荒尾市）	64-5511
田辺クリニック	53-8211	石崎医院（大牟田市）	0944-58-0117
		和田医院（大牟田市）	0944-55-1529
		吉野こどもクリニック（大牟田市）	0944-58-3132

★上記以外の医療機関

- ◎保健センターで予診票を配布します。母子健康手帳をお持ちください。
※南関町の予診票を使用されない場合は、助成の対象になりません。
- ◎インフルエンザ予防接種後に医療機関窓口で、**接種費用全額を支払った後で、申請手続きを行ってください。**
（申請先：南関町保健センター ☎53-3298）

【申請時に必要なもの】 1回あたり上限2,000円までの助成金を指定された口座に振り込みます。

1. 予診票 … 接種後、医療機関からお受け取りください（① 町提出用）
2. 領収書（接種者氏名・予防接種の種類・接種日・金額・医療機関名がわかるもの）
3. 母子健康手帳
4. 印鑑
5. 振込先が分かるもの（保護者の口座） ※必ず申請書に記載してください。

- ※ 子どもインフルエンザ予防接種費助成金申請書・請求書 … 保健センターにあります
- ※ 2回接種の場合は、2回分まとめて請求してください。

申請期限 令和3年2月26日（金）まで

令和2年度 高齢者インフルエンザ予防接種



定期予防接種対象者のインフルエンザ予防接種費用を一部助成します。



- 対象者 南関町に住所がある65歳以上の人
- 実施期間 **令和2年10月1日（木）～令和3年1月30日（土）**
（ただし診療日・時間内に限る。医療機関によって接種期間が異なります。）
- 接種料金 **1,500円（自己負担）** ※接種期間を過ぎた場合の費用は、全額自己負担となります。
- 実施医療機関 町が委託している医療機関

田尻医院	53-0016	さかき診療所	53-1125
田辺クリニック	53-8211	和水町立病院	86-3105
森の里クリニック	0968-34-2800	石崎医院	0944-58-0117

★「南関町インフルエンザ予診票」は、委託医療機関および保健センターに準備しています。

- ※上記の委託医療機関以外での接種を希望する場合は、「**予防接種依頼書**」などが必要です。事前に保健センターまでご連絡ください。
- ※「**南関町インフルエンザ予防接種予診票**」を使用されない場合は、助成の対象になりません。

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの人で、令和2年7月豪雨で被災した人へ 医療一部負担金の免除や支払った一部負担金が返ってくる場合があります

下記の要件に当てはまる人（※1）は、医療機関に支払う一部負担金の免除を受けることができます。また、すでに一部負担金を支払われた人は申請をすると、支払った額の還付を受けることができます。下記の必要書類などをお持ちになり、福祉課窓口で申請してください。

免除期間 令和2年7月6日～令和2年10月31日

必要書類 ①被災したことを証明する書類（**り災証明書**など） ②被保険者証 ③被保険者の印鑑

※還付を受ける人は、ご本人名義の金融機関口座情報がわかるものと医療機関などで一部負担金を支払った領収書（原本）も必要です。

- ※1 [要件] (1) 南関町に住所を有する熊本県後期高齢者医療の被保険者
(2) ①～⑤のいずれかに当てはまる人
- ①住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした人
 - ②主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った人
 - ③主たる生計維持者の行方が不明である人
 - ④主たる生計維持者が業務を廃止、または休止した人
 - ⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない人

☎096-288-6050
▽福祉課 国民健康保険係 ☎57-8503

～新型コロナウイルス感染症に関連した偏見・差別のない地域社会に～

新型コロナウイルスに感染した人や家族、医療従事者などへの不適切な扱い、誹謗・中傷がないよう、住民の皆さんには、次のことを心がけていただくようお願いします。

- うわさや憶測、ネット上の誤った情報に惑わされない
 - 不確かな情報、誹謗・中傷をSNSなどで広めない
 - 国や県、市町村が発信する正確な情報に基づいて行動する
- ※新型コロナウイルス感染症に関する情報は、県ホームページをご覧ください。

【人権に関するお問合せ】 熊本県人権センター（熊本県人権同和政策課） ☎096-333-2300



熊本県人権啓発キャラクター「ココロ」